

2016年10月11日

東京高裁判事部 御中

棄却決定に対する異議申立書

請求人 白子民彦

法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと(2項1号)。

判決書・通知書の送達は裁判所の職権行為であり、書記官は郵便送達を利用する。郵便法49条は、民事訴訟法に従った送達を行うため、「特別送達」と呼ばれる郵便物の特殊取扱を定めている。

平成28年(お)第8号事件の再審求意見書及び、棄却決定書に係る特別送達郵便は郵便法第37条に違反する送達が為された、故に民法第97条でいう「到達」には当たらない。

裁判所からの特別送達は到達していても、その中身が判決文や求意見書であれば、これは裁判所の意思表示であり、これが郵便法に違反した特別送達及び普通郵便物であったなら、この郵便物は到達はしていても、郵便法第37条により法的効力はないということになる。

郵便法第37条第1項、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

この「正当交付」とは、郵便法違反で届いた郵便物は「正当交付」にはならない、郵便法違反は、強行規定違反にあたる。

強行規定違反は、問答無用で無効であり、強行規定＝公益に関するもの＝郵便法＝絶対的強行法規である。

絶対的強行法規＝どんな理由があっても、郵便物は郵便法に則り扱わなければならない。

送達が適法でない限り、かかる裁判は終了したことにはならない、郵便法違反であれば、判決が特別送達によって送達されているとしても、郵便法第37条によって民法第97条でいう「到達」は、法的効力がなくなる。

よって、請求人の主張する法的結論は、東京高裁第8刑事部からの送達は無効であり判決裁判所を構成せず、東京高裁は再度に審理すべきである。

強行規定は、国家や社会などの一般的な秩序を守るための規定である。

このため行為の当事者が強行規定より異なる意思表示をおこなったとしても、強行規定が優先される。

嘗て請求人は、日本郵便株式会社に対して「特別送達郵便に係る質問書」を提出している、然るに三年以上が過ぎてもこの回答は得られていない。

郵便法の規定は違憲であるとの判例が、2002年9月11日に出されている。

判例平成14年09月11日 大法廷判決 平成11年(オ)第1767号 損害賠償請求事件

この判例は、郵便法第68条が憲法17条に違反しているという違憲判決の内容であるが、特別送達を含む一般書留等郵便物の重要性について、最高裁の裁判官15名が郵便物の重要性、とりわけ裁判所からの特別送達の重要性を述べている。

債権差し押さえ命令を特別送達で第三債務者へ送達する際、郵便配達員が郵便局内の第三債務者の私書箱に投かんしたため、送達が遅れ、よって差し押さえの目的を達することが出来なくなった。

この責任を郵政側にあるとして、国家賠償を求める裁判を起こしたが、郵政側は配達員が特別送達を私書箱に投かんした行為は、郵便法第68条及び73条を盾に、配達員の軽過失であるからということで国家賠償には当たらないと主張した。

最高裁は、この郵便法68条及び73条のうち、特別送達郵便物について軽過失は国家賠償には当たらないという部分が、憲法17条に違反していると判断した。

この最高裁の判例内容は、この特別送達が郵便法でいう正規の取扱いを受けていた特別送達である。

この判決を受け、特別送達について別送達民営化後の内国郵便約款第153条2項で、故意又は過失であれば、これによって生じた損害を賠償すると変更され、「重大な」という前提が撤廃されている。

本件の事件では、特別送達郵便が郵便法に基づいた「統括郵便局」を経由せず、追跡結果では不正表示がされて、非郵便認証司が配達する、これでは適正な手順に従い確実な送達でなく、郵便法に基づく正規な取扱いをされた特別送達ではない。

刑事裁判も民事裁判も訴訟の始まりは、特別送達郵便で始まる、この特別送達郵便の配達経路表示が不正であれば、公正らしさある裁判を受ける権利の侵害である。郵便を操作すれば、どのような犯罪も可能となる、請求人は瞬殺された第三次請求棄却決定からも、当該の求意見書・棄却決定書は果たして、裁判所から発送されたものか、否か、疑念を抱いている。

郵便法37条でいう郵便法および郵便約款に則り、郵便物が郵便法違反であれば、民法97条の「到達」したところで、到達自体が無効であり、到達が無効なら、「法的効力」も発生しない、問答無用で本件は、法律に従って判決裁判所を構成していない。

特別送達郵便は一般書留扱いであり、この発送局から郵便トラックで中継局を経て到着局に配送される、このルートは定期バスと同じく往路復路は同じ、しかし東京高裁郵便局発の特別送達郵便は、銀座郵便局から直接に八王子郵便局に輸送される表示がされる、しかし復路となると必ず正規な中継郵便局を経由して返戻される。この不審を郵政に糺したところ、銀座局から直接に八王子局に入る郵便トラックはない、しかし稀に銀座郵便局から、八王子局宛ての郵便物が多い場合は、直送となるとも言い逃れをする。

本書面を一般書留郵便で郵送する、この郵送経路の表示は、必ず東京多摩局経由で銀座局に入る正しい表示がされる、この検索結果から統括郵便局を経ずに送達される郵便法違反を証明する、この郵便法・景表法違反を異議申立事由として、再度の審理を上申する。

以上

疎明資料 No.1(刑事第8部からの特別送達郵便) No.2(同じ銀座郵便局発) まで提出する。